

藤枝市教育委員会

令和7年1月定例会議案

令和7年1月16日

藤枝市教育委員会 1 月定例会議事日程

日 時 令和 7 年 1 月 16 日（木）午前 10 時から
場 所 藤枝市役所西館 5 階 第 2 委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第 1

・ 諸般の報告

○教育政策課

・ 令和 6 年度 教職員の特休・休職者数の報告について

- P 1 -

○生涯学習課

・ 令和 7 年「はたちの集い」の開催結果について
～次代を担う二十歳の若者を祝福～

- P 2 -

・ 藤枝市民大学 第 4 期生の募集について

- P 3 -

○図書課

・ 蔵書点検に伴う図書館の休館について

- P 4 -

○文化財課

・ 「手揉み製茶」（無形文化財）の国登録について

- P 5 -

○その他

閉 会

次回教育委員会定例会：令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 2 時 30 分（西館 5 階第 2 委員会室）

資料 1

令和6年度 教職員の特休・休職者数の報告について

(教育政策課)

藤枝市教職員の特別休暇等取得人数の推移

(単位:人)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
特休(病気)	2	3	5	1	2	3	1	1	2
特休(精神)	2	1	3	3	2	5	2	1	3
休職(病気)	0	1	1	0	2	2	0	1	1
休職(精神)	1	1	2	2	1	3	1	1	2
計	5	6	11	6	7	13	4	4	8

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
特休(病気)	1	0	1	3	0	3	2	1	3
特休(精神)	2	0	2	2	3	5	4	0	4
休職(病気)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休職(精神)	2	3	5	3	3	6	4	1	5
計	5	3	8	8	6	14	10	2	12

R7.1.16までの取得状況

【特休・休職の事由】

＜病気＞	＜精神＞
切迫早産 左腎腫瘍 子宮筋腫	うつ病 うつ状態 適応障害 統合失調症

令和 7 年「はたちの集い」の開催結果について ～次代を担う二十歳の若者を祝福～

(生涯学習課)

1 趣 旨

二十歳という人生の大きな節目を迎えた若者に対し、大人としての社会的責任と自覚を促すとともに、自ら生き抜こうとする若者を支え、寄り添い、励ますことで、生まれ育った地元“藤枝”への愛着と感謝の気持ちを醸成することを目的とし開催した。

2 概 要

- (1) 日時 令和 7 年 1 月 12 日 (日) 午前 10 時 30 分～午前 11 時 40 分
※今回より第 1 部式典、第 2 部思い出づくりの 2 部構成とした
- (2) 会場 高洲中学校体育館 ほか 9 会場
- (3) 参加状況 出席者数 1,063 人 (対象者数 1,396 人) 出席率 76.1%

会 場	対象者 (人)	出席者 (人)	出席率 (%)	【参考】 H31 年度中学校 在籍者数 (人)
生涯学習センター	197	162	82.2	185
西益津中学校体育館	119	86	72.3	101
青島中学校体育館	295	210	71.2	242
葉梨中学校体育館	117	80	68.4	87
高洲中学校体育館	270	214	79.3	243
大洲中学校体育館	91	74	81.3	85
藤の瀬会館	15	14	93.3	17
広幡中学校体育館	76	58	76.3	68
青島北中学校体育館	119	89	74.8	103
市民ホールおかべ	97	76	78.4	87
合 計	1,396	1,063	76.1	1,218

3 総 括

- (1) 成長を見守り続けてきた地元議員・自治会長・恩師等の参加のもと、若者の門出を祝い、本市が将来活躍できる場であることを示す機会となった。
- (2) 出席率は、昨年より 0.5 ポイント減の 76.1%となった。
※参考 焼津市 72.8%、島田市 69.6%
- (3) 地域への負担を考慮し、庁内全部局に協力を依頼し、職員 180 人で運営を行った。教育部の課長・主幹が会場責任者としてリーダーシップを発揮し、トラブル等もなく、厳粛かつ安全に実施することができた。
- (4) 今回新たな取り組みとして実施した第 2 部では、友人や恩師等と和やかに語らい、記念撮影をする姿が見受けられ、若者からは有意義な時間となったと好評であった。



式典の様子 (高洲中学校体育館)

藤枝市民大学 第4期生の募集について

(生涯学習課)

1 趣 旨

「知識と体験の相乗効果」をテーマとし、市民の多様な学びの意欲に応える学習メニューを提供するとともに、地域を担う人づくりを更に進めるため、第4期生の募集を行う。

2 概 要

対象者 ・18歳以上の学生、社会人

・高校生(受講料無料、但し資格取得・体験コースを除く)

コース名	講座名	講義数	時間	会場	定員	受講料	
一般教養	一般教養	10	13:30～15:00	静岡産業大学 藤枝キャンパス	100人	15,000円	両方受講
	地域学	10	土曜日		100人	15,000円	25,000円
リカレント教育・ リスキリング	リカレント教育	10	19:00～20:30	BiViキャン	50人	15,000円	両方受講
	リスキリング	10	平日		50人	15,000円	25,000円
資格取得・体験	資格取得講座	生涯学習コーディネーター	10:00～12:00	BiViキャン	20人	20,000円	
		宅地建物取引士	18:30～21:00		25人	130,000円	テキスト代 20,000円込
		ITパスポート	18:30～20:30		20人	35,000円	
		データインテリジェンス検定3級	18:30～20:30		20人	35,000円	
		生成AIパスポート	18:30～20:30		20人	30,000円	
		F P 3 級	18:30～20:30		20人	35,000円	
		F P 2 級	18:30～20:45		20人	43,000円	
	体験講座	ドローン体験	13:30～15:30	BiViキャン 生涯学習センター	10人	15,000円	

3 第4期のポイント

(1) リカレント教育・リスキリング講座の改編

令和6年度はリカレント教育(学び直し)とリスキリングを別のコースとしてカリキュラム編成していたが、リカレントについては基礎・専門の区別を無くし一つの講座に、リスキリングについては、ジャンルの異なる講義をまとめ一つの講座として提供することで、総合的にスキルを身につけビジネス現場での実践力向上を促す。

(2) 体験講座の新設

座学のための単なる学びで終わらせず、就職や転職につながるように体験も含めた学びの提供を行う。

4 スケジュール

時 期	事 項
令和7年2月	入学生募集開始(全世帯へ募集案内)
3月	入学生決定
5月	オリエンテーション、講義開始(～令和8年3月)

蔵書点検に伴う図書館の休館について

(図書課)

1 趣 旨

市内 3 図書館と各地区交流センター図書室に所蔵されている図書資料の調査・確認・点検作業を集中的に行うため、以下の期間を特別整理期間として休館する。

藤枝市立図書館条例 第 5 条（休館日） 特別整理期間（毎年 10 日以内）

2 日 程

【駅南・岡部図書館】

令和 7 年 2 月 3 日（月）～ 2 月 7 日（金）

【岡出山図書館・各地区交流センター図書室】

令和 7 年 2 月 17 日（月）～ 2 月 21 日（金）

3 周知方法

館内ポスター掲示、図書館及び市ホームページ、広報ふじえだ、公式 X 図書館だより、各地区交流センターだより等

4 その他

- ・蔵書点検期間中は図書資料の貸出や返却ができないため、通常 2 週間後である返却予定日が点検期間と重なる場合は、点検終了後の開館日となるよう事前に調整を行う。
- ・電子図書館サービスは蔵書点検の対象外であるため、特別整理期間中も引き続き利用できる。

「手揉み製茶」（無形文化財）の国登録について

(スポーツ文化観光部 文化財課)

1 趣 旨

文化庁は近年、伝統的な食文化・生活文化の保存継承に力を入れており、「手揉み製茶」を全国的な視点から評価して国登録文化財とすることについて、官報告示されたので報告する。

2 登録の内容

- (1) 名 称 手揉み製茶
- (2) 保持団体 手もみ製茶技術保存会
※全国手もみ茶振興会を母体とし、師範クラスの会員で構成
※本市から7人が参加
- (3) 所 在 地 静岡市葵区北番町94
※(株)静岡茶市場 全国手もみ茶振興会事務局内
- (4) 概 要 全国的に普及している手もみの「標準的な製法」

3 本市との関わり

市指定無形文化財「手揉製茶技術」(S48年指定) ※保持者 現在認定なし
 ※地方指定は、ほか4件(静岡県、京都府、宇治市、入間市)
 ※5自治体には事前に文化庁から「意見照会」=文化財保護法に定める手続

4 経 過

令和6年 9月 文部科学大臣から文化審議会へ諮問
 「手もみ製茶」の国登録について
 10月18日 文化審議会から答申 ※登録が確定
 12月16日 官報告示(正式に登録が決定)

5 備 考

文化庁の動向

- (1) 生活文化・食文化の保存の動き 令和3年 文化庁に食文化推進本部設置
 文化財保護法 登録文化財の分野拡大
 無形文化財・民俗文化財(無形・有形)が追加
- (2) 手もみ製茶に関わる動き
 令和3～5年 文化庁が調査事業実施
 令和6年7月 「手もみ製茶技術保存会」発足 全国手もみ茶振興会が母体
 ※振興会は、品評会や競技会を実施する団体
 保存会は、技術保存伝承のための団体=国登録文化財の「保持団体」